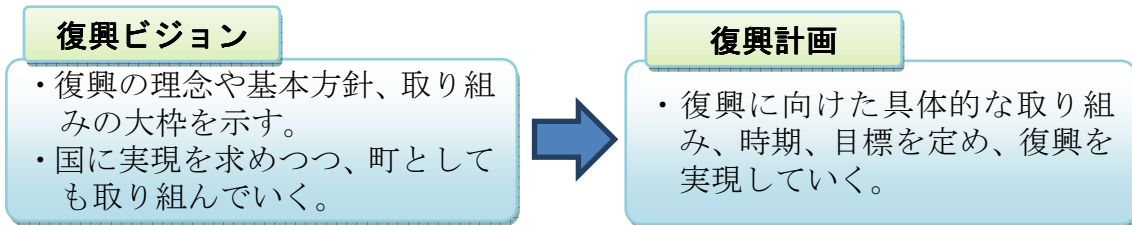
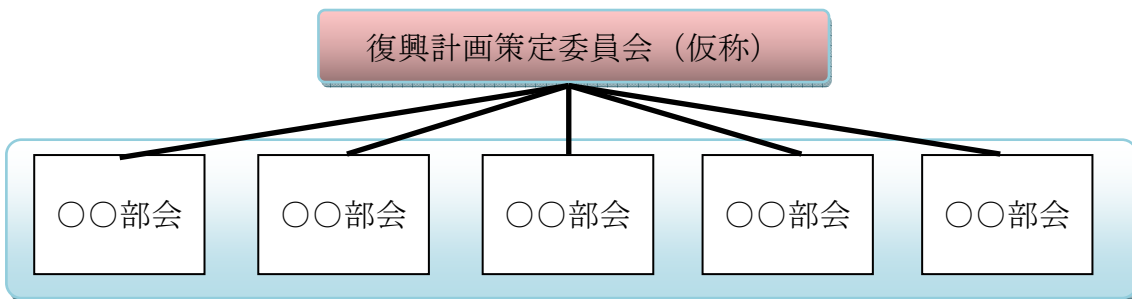


「復興ビジョン」から「復興計画」への移行

○「復興ビジョン」と「復興計画」の位置づけ



○「復興計画」の策定にむけた体制イメージ



- ・ 地域や施策、課題ごとの部会を設ける。
（例えば、住宅・インフラ整備、津波被害地域、高線量地域、産業振興）
- ・ 部会には、町民代表者・有識者・関係団体・関係企業・NPO法人、役場事業実施担当課・県や国の担当者などが参加。
- ・ 各部会の代表者（部会長など2～3名）を復興計画策定委員会（仮称）のメンバーとする。

○復興計画策定委員会（仮称）での検討項目、復興計画に織り込む事項

- ・ 課題の精査、問題点の把握、解決策の模索。
- ・ 各課題の解決に向けた具体的な取り組み、実施体制、時期、目標など。
（例えば、〇年までに災害公営住宅の整備を行う など）
- ・ 具体的な取り組みにおける工程表。（いつまでに、何を、どうする）

○その他

- ・ 復興ビジョン策定後、早期に復興計画策定委員会（仮称）を設置。
- ・ 復興計画は、平成24年度に策定予定。
- ・ 復興計画の策定後には、必要に応じて取り組みや体制などを見直すことや、復興計画の実施状況、目標を達成できているかなどの進捗を共有するような仕組みを構築する。